

福岡地区南支部弓道部会 会則

第1条 (名称)

本会は、福岡地区南支部弓道部会（以下「部会」という。）と称する。

第2条 (事務所)

部会の事務所を福岡市立南体育館に置く。

第3条 (目的)

日本固有の伝統文化である弓道を通じて会員相互の親睦並びに会員の技術及び体力の向上に資することを目的とする。

第4条 (会員)

部会の会員は、福岡市内に居住、又は勤務もしくは就学（18歳以上）している者とする。

会員になるには、部会の目的に賛同の上、入会届を提出し、会長の承認を得た後に、別に定める入会金、会費を納入する。

2 会員は次の区分とする。

1) 正会員

2) 準会員 主たる部会が別があり、諸般の事情により一年未満の加入者

3) 名誉会員 部会の発展に特に寄与した者を、その功績と栄誉を称え、理事会で起案し、総会の承認を得、名誉会員として遇する。

3 会員は、前号の区分に関わらず、全て同等の権利と義務を有する。

第5条 (退会等)

会員は、自らの意思で退会することができる。

2 休会の申し入れもなく、会費を1年以上未納の者は退会したものと見なす。

3 部会の目的や公序良俗に反する行為及び反社会的行為が確認された会員については、理事会において本人の弁明を聴取の上、退会を勧告する。

4 退会する者は、次の各号を遵守すること（休会する者にも適用）

1) 弓道場内の用具庫等の私物（弓具、衣服等）を持ち帰ること

なお、放置された私物は、年末大掃除の時に処分するものとし、事後のクレーム等は一切受け付けない。又、補償もしない。

2) 用具庫の鍵を必ず返却すること

第6条 (役員)

部会に次の役員を置く。

1) 会 長 1名

2) 副会長 2名

3) 理 事

総 務 2名（保険加入も担当する。）

広 報 1名

射会担当 5名

審 査 2名

会 計 1名

4) 監 事 2名

第7条 (役員を選出)

役員は次の方法により会員の中から選出する。

1) 会長は総会において選出する。

2) 理事及び監事は、自薦他薦に関わらず会長が指名し、総会において選出する。

3) 副会長は理事の中から会長が指名する。

4) 会長は理事を兼ねる。

第8条 (役員の任期)

- 1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2) 補欠の役員の任期は、前任者の残余の期間とする。

第9条 (役員) (役員の職務及び権限)

- 1) 会長は部会を代表し、会務を統括する。又、福岡市南区スポーツ連絡協議会委員を兼務する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め決められた順位により職務を代行する。
- 3) 理事は理事会を構成し、部会の業務を審議し、予め決められた担当職務を執行する。
- 4) 会計は会長の指示又は理事会決議による経理業務を担当する。
- 5) 監事は経理業務を監査する。

第10条 (顧問)

部会に顧問を置くことができる。

- 1) 顧問は弓道の普及振興に貢献した者又は弓道に理解ある学識経験者で、会長が推薦し、理事会に諮って委嘱する。
- 2) 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第11条 (理事会)

理事会は理事をもって構成し、総会に提出する議案並びに業務に必要な事項を審議する。

- 2) 顧問並びに監事は、理事会の求めに応じて理事会に出席して意見を述べるができる。

第12条 (定期総会等)

定期総会は毎年4月に開催し、次の事項を審議する。

- 1) 事業計画の決定
- 2) 予算決算の承認
- 3) 本会則の改廃
- 4) その他重要事項

2) 会議

- 1) 議長は会議参加者の中から選出する。
- 2) 会議は、会員の二分の一以上の出席（委任状を提出した者を含む。）を以って成立する。

3) 決議は出席者の過半数で決する。

- 3) 前項に定める場合の他に、必要がある時もしくは会員の三分の一以上の開催要求があった場合は臨時に総会を開催する。

第13条 (事業年度)

部会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 (会計)

部会の経費は次の収入をもって充てる。

- 1) 入会金
- 2) 会費
- 3) 寄付金
- 4) その他収入

第15条 (入会金並びに会費)

入会金並びに会費は、内規として「別表1」に定める。

第16条 (会計監査)

- 1) 会計監査は年1回実施する。
- 2) 会員の過半数の請求がある場合は、会長は臨時に会計監査を命ずることができる。

第17条 (会計報告)

- 1) 会計は、当該年度の会計報告を定期総会において実施する。
- 2) 監事は、当該年度の会計監査の結果報告を定期総会において実施する。

第18条 (慶弔費)

慶弔費は次の場合に支出する。

- 1) 会員の死亡 五千円
- 2) 前号以外に慶弔事項生じた場合は、会長が理事会に諮問し、決定する。

第19条 (その他)

本会則に定めなき事項が生じた場合は、公益財団法人 全日本弓道連盟の連盟規約並びに倫理に関するガイドライン等通達事項に準拠するものとする。

第20条 (付則)

- 1) この会則は、昭和58年5月10日から施行された南区弓道部会規則を平成30年4月22日から名称も含め全面改正の上、施行する。

福岡地区南支部弓道部会 入会金並びに会費（内規）

第1条 福岡地区南支部弓道部会会則第15条（入会金並びに会費）は次のとおりとする。

会員の区分	入会金	会費	備考
正会員	500円 再入会時にも適用する。	年間2,500円 ただし、中途に加入する者の会費は加入月から翌年3月までの月数に250円を乗じた金額又は2,500円のいずれか低い額を会費とする。	休会時の会費は、免除する。 ただし、毎年3月31日までに休会の申入れ無き場合は、4月1日から申入れ月までの月数に250円を乗じた金額又は2,500円のいずれか低い額を会費として徴収する。 なお、休会の期間は2年以内とする。
準会員	500円 ただし、準会員より正会員に移行する時は免除する。	加入月から退会月の月数に250円を乗じた金額又は2,500円のいずれか低い額とする。 なお、年度をまたぐ場合は、年度ごとに計算した金額を納めるものとする。 ただし、本人の申し入れにより、全期間で計算した金額を納めることができる。	
名誉会員	—	免除	

第2条 （会費の返却）
退会時における入会金並びに会費の返却は一切しない。

第3条 （付則）
この内規は、平成30年4月1日に遡及し施行する。